

# 幼児教育における評価の問題



本田和子

## はじめに

評価はそれ自身を目的とするものではない。つまり、評価することと自体が到達点ではなく、評価の対象となつた事項を正確に検討することによって、その営みの進歩と向上をはかるとするものなのである。

しかし、教育という場でそれがなされる時、あたかも評価すること自体が最終目的であるかのような扱われ方が、なされがちなのではないであろうか。指導要録にあるマークが記入され、発達の過程や指導上の要点が記録される。これは、教育という継続的な営みのある段階で、現状を対象とした評価が行なわれ、それが書類の形として整えられたということにすぎない。この整理を一つの踏石として、目的へ向かうより高度な営みが展開されるのでなければ、それは意味のないことなのである。

ところで評価という行為を、ある流れを望ましい方向へと推し進

めるための手段として意味をもつものと把えるならば、評価は誰のためになされる行為であり、誰にとって有意的にはたらくものなのであるうか。

幼児教育の場において、評価は、誰のために何を対象としてなされるのか。問題をここに限つて、考えを進めてみようと思う。

### (一) 評価を直接的に必要とするのは誰か。

「『幼児教育における評価』」というと、具体的には私が75点くらいの母親であり、おとなりの奥様が80点くらいだということなのでしょうか」これは、ある若い母親のことばである。この、幼児教育の職業的専門家ではない一人の母親のことばが、あまりにも鮮かに教育における評価の対象を描き出していて、目を見張らされる思いがするのである。

教育は一定の価値に関連する、つまり目的あるいは目標という形

に顕現されている価値を目指す営みであり、その価値に到達しようとする主体は児童・生徒といった未成熟者である場合が多い。そして、その歩みを方向づけ、整えるのがおとなに課された役割である。従つて、その営みがどんな成果をあげつつあるかを検討することは、児童・生徒とおとの相互活動を、現在の状態で、価値づけ批判することであろう。

ところで、さまざまの学校教育の場では、ともすれば主体の活動を規定しているさまざまな要因が忘れられて、生徒の活動の現状だけが対象とされて、評価が行なわれがちなのである。

学業成績の評価などはその典型的な例といえよう。「読解力」が相対的に判定されて、「4」とか「3」とかいう記号がつけられる。その場合に、たしかにその生徒が集団内で占める「読解力」の位置は、中間あるいは中の上程度のものであろうし、「4」とか、「3」という記号がつけられる過程においては、かなりの程度に客観的な手続きがとられているわけである。その時になされた評価自体は妥当性をもつものとみてよい。しかし、その評価が単にその生徒個人の能力判定にどまつていて、その生徒に自身の学業結果を自覚させ、反省させるものとしての機能しか發揮していない現状に、

問題を感じさせられるのである。教育活動が、児童・生徒と教師との、さらにその教師の構成する環境や計画との、力動的な相互作用であるとすれば、評価がこの一方に偏してのみ、つまり児童・生徒

の活動結果に即してのみなされるのは、明らかに片手落ちといい得るのではないか。さらに、評価を次の活動への一踏石と考えるなら、それはむしろ、活動を整え、それを方向づける役割をなっているおとの側にこそ必要とされ、よりよく活用される性格をもつたのはなかろうか。

教育の主体が幼なければ幼ないほど、その歩みを整える責任はおとな側にかかってくる。そして、自身の行為の結果を自覚し反省することのできない幼児であれば、一層、現状での評価を次の歩みに生かす責任が、おとなにゆだねられているのである。

先に引用した母親の言、つまり「私たちが採点されるのです」ということばは、幼児教育における評価が、教育者にとつて必要なものであり、教育者の活動効果に関する評価が、教育者にとつて必要なものだという原則を、ためらいなく指摘していたわけである。

評価することによってその活動をより発展させるための反省の機会を持ち、その評価を進歩と向上の資として用いるのはおとなである。幼児教育において、評価と直接的に必要とするのは私どもおとななのである。

### (1) 何を評価するか。

教育評価は、單に被教育者の上に現われた教授効果に関してのみなされるべきものでなく、まして被教育者の能力判定であつてはならない。それは、教育の営み全体を対象としてなされるべきもの

なのである。

幼児教育、特に幼稚園の教育に関して考えるならば、その評価は次のような諸領域に関してなされるといえよう。

### ①環境設定に関する評価。

ある幼稚園で、園舎の構造に規定されて保育効果の上りにくいことが歎かれていた。つまり、園庭に面したテラスと保育室の間に、一間半の広い廊下が介在する。そして、廊下がホールへ真っ直ぐに通じているために園児たちの通行が激しく、他の組が自由活動を行なっている時には、ある組が室内の活動に集中することができない。

製作活動などが発展しかけていても、ホールへ向かって廊下をかけていく他の組の幼児たちに刺激され、外の活動に気持ちが移りがちであった。廊下側の戸を閉めることは、保育室の空間感覚からみても採光の点からも好ましくない。いきおい、この園では、各組一齊に同じ日課を組み、それに従った活動を余儀なくされていたのである。保育方法の改良を中心とし論議が重ねられた末に、この物的環境を可能な範囲で改善してみようということになった。試みとして、先ずホールに近い二部屋の廊下が簡易壁面で区切られた。つまり、廊下を保育室にとり入れてしまつて道路ではなくしてしまい、道路はテラスを利用するというわけである。一学期間のテスト期間が設けられ、その期間中、園児の活動状態が観察され記録された。

### ③幼児の発達の評価。

指導要録には、幼児の発達の現状が、幾つかの領域に関して評価

ように高まるかが検討された。そして、一学期の終りに、この改善が園児たちの自由な活動を充実させるものとして有効であったという評価がなされ、廊下を区切るという改築が園全体に及んだのである。これは、環境に対して正しい評価がなされ、その評価が、保育活動を進歩させるための資料として極めて有効に用いられた例である。幼児の活動の上に、環境の及ぼす影響力は大きい。私どもは、望ましい環境構成への努力を怠ってはならず、そのための評価を忘れてはならない。

### ②カリキュラムの評価。

幼児の成長・発達の路線を、望ましい方向へ導くための地図がカリキュラムであると考える時、カリキュラムは絶えざる評価と反省の上につみ重ねられていくものでなければならない。

初めに作られたカリキュラムは、幼児の活動の予想の上に成立している。従って、それが実践に移された場合、どのような展開をみせ、どのような結果に到達したかを評価することが、次のカリキュラム作製への最大の踏石となる。

カリキュラムの評価は、実践記録の検討によってなされる。詳細で、継続的な保育記録が、幼稚園の真のカリキュラムともい得るからである。

され、記録されている。

教育活動は、究極的には子どもの「より望ましい発達」を目指すものであるから、先に述べてきた「環境を評価すること」も、あるいは「カリキュラムを評価すること」も、すべて、子どもの望ましい発達のためになされるわけである。とすれば、発達状態の評価は、保育効果を判定するものとしての性格を最も色濃くもつてゐるのである。

しかし、現在の指導要録の形態は、在園のある期間、しかもかなり長い期間を一つの単位に圧縮して、その段階を評価したものとして表現されている。例えば、在園中の「喜んで話を聞く」態度が「A」、「喜んで歌を歌う」態度が「C」というような具合である。これは、「歌を歌うこと」を他の子どもよりも好まなかつた幼児が、そのままの状態で卒園していく」ということを示す「C」なのか、あるいは、「歌うことに対する興味を在園中に失いつつあるので、今後の指導特に必要とする」意味の「C」なのであらうか。指導とそれに対する発達を評価するものとしては、指導要録の形態は極めてあいまいであるといえよう。「指導の記録」といひながら、ともすれば、一人ひとりの幼児の能力評価のように受けとられがちなのは、この表現形態にも一部の責を負わせることができると思われる。指導効果を、「望ましい方向への発達の助長」という意味で把えようとするには、発達の過程とその推移を、何らかの形で表現すべ

く努力しなければならないのではなかろうか。

学期あるいは学年の開始時と終了時の二つの時点で評価を行なうことも、一つの具体的な方法と思われる。あるいは観察・逸話記録などを効果的に利用することも考えられるであろう。

幼稚園における教育評価は、教育の進歩と向上が、被教育者の自覚的努力によるよりも、教育者の作り出す教育的誘因による被教育者の行為に頼る面が大きいことを考えるなら、教育評価は、教育者のためのものでなければならない。幼児の各領域での発達の状態が記録される時、それは教育者の指導効果を検討し、今後の方針を示唆するものでなければならないのである。

現在の指導要録は「对外証明の原簿」つまり学籍簿としての性格をもち、その使命には充分に答えているであろう。しかし、指導要録の記入が、「幼稚園教育における評価という仕事」を意味するものではなく、まして要録の作製終了が評価の終了を意味するものでもない。指導要録の作製が、教育評価にとって重要な部分となるためには、昭和26年にそれが制定された当初の性格つまり「おののの幼児の成長発達の経過を全体的・継続的に記録して、幼稚園における幼児の指導を、より適切にするための原簿」という趣旨に添った扱いを、より強調せねばならないのではなかろうか。